



令和5年10月6日

不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための
経済的支援制度の確立を国へ求める意見書提出の請願書

盛岡市議会議長
遠藤 政幸 様

請願団体 子どもの未来をつなぐ会
同 住所 岩手県盛岡市
代表者氏名 伊藤 倫子 

請願団体 いわての子どもたちの未来を守る会
同 住所 岩手県盛岡市
代表者氏名 佐々木 公一 

紹介議員

豊村 徹也
千葉 伸行
神部 伸也

請願第 10 封



令和5年 10月 6日

盛岡市議会議長
遠藤 政幸 様

請願者 子どもの未来をつなぐ会
代表 伊藤倫子
いわての子どもたちの未来を守る会
代表 佐々木 公一

不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための
経済的支援制度の確立を国へ求める意見書提出の請願書

請願の趣旨

令和3年度の義務教育段階における不登校児童生徒数は全国で24万4,940人と8年連続で増加しており、岩手県内でも約2,270人が不登校と、依然高水準で推移している。

また不登校の定義となっている年間欠席30日以上条件に当てはまらないが、保護者や学校の配慮により出席扱いになっているなど事実上の不登校児童生徒数も鑑みると、文部科学省調査だけでは実態が把握しきれていないと言え、潜在的な不登校児童生徒も多数存在していると考えられる。

このような中、フリースクール等の民間施設を利用する際の家庭の実情を見ると、利用料月3万3千円程度（文科省調べ）という経済的負担に加え、身近に通う民間施設が無い場合には遠方への通学のための身体的、時間的、心理的負担も加味しなければならない。多様な学習機会を提供する民間施設への需要が高まっているのに対し、民間施設を設立するための経済的支援制度は一部の自治体が制定しているのに留まっており、必要な資金が確保できず設立を断念している個人や団体も少なくない。

以上のことから、現状では、教育機会確保法の基本理念2に明記される「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援」が果たされているとはいえない状態であり、早急な具体的対策を講じる必要があると考える。

よって国において、不登校支援の一部である多様な学習機会を確保するための具体的対策を強く求める。

上記を踏まえて、以下の通り不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を国へ求める意見書の提出を請願する。

請願事項

「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」を採択し、政府・関係省庁へ意見書を提出してください。